

宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要項

(目的及び設置)

第 1 条 人口減少及び少子高齢社会への迅速かつ的確な対応と、本市の特色を活かした施策の実施による持続的に発展するまちを目指し、宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）について、有識者等の幅広い意見を反映し策定するとともに、毎年実施する効果検証において、多角的な視点で意見を求め、効果検証の客観性を担保するため、宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(担任事項)

第 2 条 推進会議は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- 人口ビジョンの策定に係る検討に関する事
- 総合戦略の策定に係る検討に関する事
- 総合戦略の効果検証に関する事
- 総合戦略の施策の見直しに係る検討に関する事
- その他人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に規定する者のうちから市長が委嘱する。

- 学識経験を有する者
- 関係団体の役職員
- 公募により選出された者
- その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、政策企画部政策戦略課において処理する。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

- 1 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

- 1 この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

- 1 この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

- 1 この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が召集する。